

地域指定年度	昭和48年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和56年度
	平成5年度
	平成12年度
	平成23年度
	令和元年度

春日井市農業振興地域整備計画書

令和3年4月

愛知県春日井市

目 次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	4
ア	農用地等利用の方針	4
イ	用途区分の構想	4
2	農用地利用計画変更の基本方針	5
3	農用地利用計画	6
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	7
4	他事業との関連	7
第 3	農用地等の保全計画	8
1	農用地等の保全の方向	8
2	農用地等保全整備計画	8
3	農用地等の保全のための活動	8
4	森林の整備その他林業の振興との関連	8
第 4	農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な 利用の促進計画	9
1	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な 利用に関する誘導方向	9
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	9
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な 利用の促進を図るための方策	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11

第5	農業近代化施設の整備計画	12
1	農業近代化施設の整備の方向	12
2	農業近代化施設整備計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	14
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	14
3	農業を担うべき者のための支援の活動	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第8	生活環境施設の整備計画	17
1	生活環境施設の整備の目標	17
2	生活環境施設整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	18
第9	付図	19
別記	農地利用計画	20
(1)	農用地区域	20
ア	現況農用地等に係る農用地区域	20
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	20
(2)	用途区分	21

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、名古屋市の東北、尾張丘陵と濃尾平野の接するところに位置し、東部から南部にかけては瀬戸市、名古屋市に、西部から北部にかけては西春日井郡豊山町、小牧市に、東北部は岐阜県多治見市にそれぞれ接している。市域は、東西16.0km、南北13.5km、総面積92.78 k m²で、その全域が都市計画区域となっている。

地形的には、東部の丘陵地から西部の平坦地へと緩やかに傾斜した東高西低の地形となっており、東部から南部にかけての市境に庄内川が流れている。農業用水としては、庄内川や木曽川を水源とする用水や、ため池の水を利用している。

本市の人口は、平成30年1月1日現在311,608人になっており、第六次春日井市総合計画における人口の見通しでは、令和2年をピークに減少に転じ、令和7年には308,476人になると予想される。

農家戸数は、農林業センサスによると、平成17年は1,873戸、平成22年は1,588戸、平成27年は1,481戸となっており、今後も減少が予測される。

本市の農業は、温暖な気候や豊かな水などに恵まれ、主体である水稲のほか、北部の丘陵地において、もも、ぶどう、かきやサボテン等が生産されている。自給的農家、兼業農家が多いことから、農産物を市場に出荷する農家は少なく、農産物は主に農業協同組合の産地直売施設で販売されているほか、農家自らが路地などで販売している。

また、大都市の近郊に位置していることから、近年は都市化の進展に伴う農家や農地の減少、農業従事者の高齢化、農業経営規模の小規模化、後継者の不足等、農業をとりまく環境は厳しさを増している。

このため、本市における今後の農業は、将来の担い手を確保するとともに、担い手に農地を集積していくことで、農地の効率的な利用を促進していくことが重要である。そして、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している農業経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。また、農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であるだけでなく、水害の防止を始め、多様な生き物を育んだりと様々な機能も有している。

このようなことから、農業振興地域のうち、農用地区域及び農地が集団化している地域では、長期的に農地を保全するとともに、農地と宅地が混在する地域のほか、都市計画マスタープランにおける産業誘導ゾーン等においては、農業的土地利用と都市的土地利用の調和を図りながら

農地を保全する。

なお、農業振興地域における土地利用の状況や、概ね10年先の目標を次のとおりとする。

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地 工業用地 その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H29)	799	37.5	5	0.2	142	6.7	1,187	55.6	2,133	100.0
目標 (R9)	749	35.1	5	0.2	142	6.7	1,237	58.0	2,133	100.0
増減	△50		0		0		50		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地799haのうち、次のa～cに該当する農用地について農用地区域を設定する方針である。ただし、a～cに該当する農用地であっても、d～hに該当する農用地については、農用地区域を設定しない。

このような方針から、189haについて農用地区域を設定する。

- a 国が実施又は補助をする農業生産基盤整備事業が実施された土地及び農業生産基盤整備事業が実施されることが見込まれる土地
- b 10ha以上の集団的に存在する農用地で、今後とも優良農地として保全していくことが地域として望まれている土地
- c ア及びイ以外で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要である土地
- d 次に掲げる地域、地区および施設等の整備に係る農用地

(単位：ha)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集 落 名)	面 積			備考
		農用地	森林 その他	合計	
都市計画道路 犬山春日井線	四ツ家町～ 上田楽町地内	1.2	0.1	1.3	
〃 一宮春日井線	南下原町～ 上田楽町地内	0.2	0.1	0.3	

〃 小牧春日井線	東山町～ 上田楽町地内	1.3	0.3	1.6	
〃 北尾張中央道	東山町～ 大泉寺町地内	1.8	1.9	3.7	
〃 高座線	玉野町地内	0.1	0.1	0.2	
〃 玉野線	木附町～ 玉野町地内	0.4	0.1	0.5	
〃 東山大泉寺線	東山町～ 大泉寺町地内	1.6	0.1	1.7	
計		6.6	2.7	9.3	

e 集落区域内に介在する農用地(都市化が進展している小規模な農用地)

該当集落数 33 該当農用地面積 約393ha

f 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

西尾・明知・廻間・細野・木附・外之原・内津町・大泉寺町地内に所在する山林に介在する農用地 約32ha

g 都市計画マスタープランに位置づけられた産業誘導ゾーン内の農用地

大泉寺町・東山町地内 約50ha

牛山町・田楽町・上田楽町地内 約35ha

坂下町・上野町地内 約7ha

神屋町・明知町地内 約9ha

h その他の農用地

前並町・四ツ家町・西屋町・新開町地内 約21ha

南下原町地内 約21ha

西山町地内 約30ha

これらの区域については、農業振興地域制度の普及に努め、地域の理解を得ながら農用地区域の設定に努める。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設

定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

今後農地として開発され、農用地区域に隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する方針である。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の農用地等について、農地の遊休化を防止し、生産性を向上させるため、農用地区域及び農地が集団化している地域においては、農業生産基盤の整備を進め、長期的に農地を保全する。

一方で、都市的土地需要との競合も考慮に入れ、公共的な事業や地域のために必要とされる開発計画やその他やむを得ない開発行為については、農業的土地利用との調整を図りながら検討を行う。

また、農用地区域の土地利用、農作業の効率化等農業上の総合的な利用に支障を及ぼさないよう配慮していくものとし、農用地区域の設定方針に基づき、次のとおり5地区について農用地区域を設定する。

(単位：ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
(A) 高坂東部	45	45	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0	45.1	45.1	0	0
(B) 高坂中部	86	86	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0	86.2	86.2	0	0
(C) 高坂北部	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0	60.1	60.1	0	0
(D) 春日井北部	23	23	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0	23.1	23.1	0	0
(E) 春日井東部	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9.0	9.0	0	0
計	223	223	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	224	224	0	0

イ 用途区分の構想

(A) 高坂東部地区

主要地方道春日井瀬戸線沿いの細野・外之原・木附・玉野の4地区で、玉野地区はすでにほ場整備が実施されている。いずれの地域も一部畑地を含む水田地帯であり、今後も水稻を基幹としながら野菜の生産も振興する。

(B) 高坂中部地区

大谷川流域の廻間地区と、それから南へ続く内津川を挟む上野・庄名・東神明地区、さらに南へ県道内津勝川線を挟む松本地区の大谷川・内津川流域は、大部分においてほ場整備が実施されており、今後も水稻を中心とし、露地・施設野菜の生産も振興する。

(C) 高坂北部地区

国道19号及び県道内津勝川線沿いを中心としたこの地域は、比較的水田が少なく田畑混在が目立つ地区で、全般に従来から果樹及び野菜が生産されている地区である。また、花きの栽培が盛んに行われており、今後も施設・露地野菜及び果樹、花きの生産を振興する。

なお、この地区内において、都市農業の振興を図るとともに幅広い世代が農に親しむことができるよう「春日井市ふれあい農業公園」の整備を進める。また、全国新幹線鉄道整備法に基づき、鉄道敷設工事が進行しており、地区最北端の農用地区域に、非常口及び保守基地を整備する計画である。

(D) 春日井北部地区

県道内津勝川線、東名高速道路及び内津川に囲まれたこの地区は、昭和55年度にほ場整備が完了し、農地への用水はパイプライン化されており、今後も水稻の生産を振興する。

(E) 春日井東部地区

J R 中央本線と内津川に挟まれたこの地区は、周囲が市街化区域に囲まれた地区となっている。一部畑の他、多くが水田として利用されており、当面は水稻を中心に一部露地野菜の生産も振興する。

しかしながら、J R 春日井駅の整備に伴い、将来的には土地利用の見直しの可能性が高い地区である。

2 農用地利用計画変更の基本方針

本市は、昭和49年3月8日に農業振興地域指定を受け、農業振興地域整備計画を策定して以来、農業生産基盤整備事業等を実施し、農用地の確保・保全に努めてきた。

本市では都市化が進展し、優良農用地、地域の中心的な農業経営者の確保等が困難な状況にあるなか、農用地区域として設定された農用地等については、安易な理由により除外することのないよう保全に努めるものとする。

なお、社会情勢の変化、市の他の土地利用計画との整合も図り、次の事項に留意の上、見直すものとする。

(1) 農用地区域への編入の対象とする土地

ア 国が実施又は補助をする農業生産基盤整備事業が実施された土地及び農業生産基盤整備事業が実施されることが見込まれる土地

イ 10ha以上の集団的に存在する農用地で、今後とも優良農地として保全

していくことが地域として望まれている土地

ウ ア及びイ以外で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要である土地

(2) 農用地区域の除外の対象とする土地

ア 集落介在地又は山林介在地

集落（住宅・店舗・公園等）又は山林に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に扱うこととし、除外は最小限にとどめるものとする。農用地が荒廃化している等の土地利用の現況のみにとらわれず、客観的にみて今後も農用地等として保全管理することが困難と認められる土地で、次の要件すべてを満たす土地を対象とする。

(ア) 相当期間（20年以上）、農業生産基盤整備事業が実施されていない土地

(イ) 原則として3方向以上が農用地等以外に囲まれた土地で、集落又は山林に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難な土地

(ウ) 地域の平均的整備規模以下の小規模な飛び農用地等

(エ) 除外することによって周辺の農業的土地利用に与える影響が軽微である土地

(オ) 担い手の農業経営上の支障が少ない土地

※（ウ）の平均的整備規模については、本市のほ場整備が昭和50年以降、10a～30aで整備されていることに鑑み、整備区画の間中である20aとする。

イ 近代化不可地

過去30年以上、農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も事業実施の見込みのない土地で、効率的な近代的農業が営めないと認められる土地

ウ 個別案件の土地

本市の目指す農業の振興に特段の支障がなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件をすべて満たし、事業計画が明確で他法令に基づく許認可等の見込みがあるものについては、除外を検討する。

3 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域は、市東部及び北部を中心に散在しており、農用地区域内の多くの農地については基盤整備を行ってきた。

今後も、必要に応じて基盤整備を実施するとともに、地元からの要望や地権者の意向を踏まえながら調整を図る。また、すでに基盤整備が完了している地域については、用排水路等の適正な維持管理に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
該当なし					

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

集团的に存在する農用地を良好な状態で維持、保全することが必要なことから、農用地としての機能低下を招かないよう必要な整備の実施や、地域における保全活動を支援するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を定め、多面的機能支払交付金を活用する。

また、主なため池については、耐震調査を終え、耐震基準に適合しないため池については、関係機関と調整の上、順次整備を進める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積	対図番号	備考
国営新濃尾土地改良事業	総合農地防災事業	新濃尾地区	10,139ha (全体)	保1	

3 農用地等の保全のための活動

高齢化や担い手不足などにより耕作放棄地が発生しており、長期的な放棄により農用地としての機能が低下しないよう、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、農地利用集積円滑化団体（尾張中央農業協同組合）や農地中間管理機構（公益財団法人愛知県農業振興基金）と連携し、認定農業者等の担い手を中心に農地の利用集積・集約化を推進する。

また、市内の4つの地区（西部地区、中部・南部地区、坂下地区、高蔵寺地区）ごとに、農地利用最適化委員会を中心として、地域農業における後継者不足や耕作放棄地の増加などの課題や、今後の中心となる経営体や地域の担い手等について話し合い、人と農地の問題の解決を図る。あわせて、平成26年度に作成した「人・農地プラン」の見直しを継続的に行う。

その他、農家だけではなく地域のさまざまな団体が協力して行う農地、水路等の資源の日常管理や農村環境の向上に資する活動などを推進し、農地・農業用水等の環境保全や農村環境の良好な保全を図る。（現在3地域が、多面的機能支払交付金を活用している。）

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農家の意向を把握するために平成29年1月に実施したアンケート（以下、「農家意向調査」という。）では、所有農地の面積が、30a以下と回答した人の割合が65%以上であった。

本市においては大規模な専業農家が少ないため、第一種兼業農家も含め地域の中心的な農家の育成を図り、各地区の実情に即した農業を推進する。そして、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲のある農業者には、認定農業者となることを勧めるとともに、機械の導入にあたっては、低利率の農業制度資金の活用を奨励する。

また、規模縮小の意向の農家から、規模拡大の意向の農家への農地の利用集積を進め、農作業の受委託、農業生産組織の育成等により、農地の効率的な利用を図るとともに、農業者が効率的かつ安定的な農業経営を行うことができるよう支援する。

具体的な経営の指標として、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる指標を水準としながら、本市の作付状況等を踏まえ、水稻を始め果樹・花き等主要な営農類型ごとに、効率的かつ安定的な農業経営の目標を次のとおりとする。

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
営 定 効 率 的 な 農 業 経 営 の 目 標	基幹経営体 概ね600万円	概ね1,800時間
	年間農業所得は、主たる従事者1.5人（主たる従事者1人当たり375万円）を想定して示している。	

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基 幹 経 営 体	水稻	25ha (作業受託 5ha)	水稻	6	
	果樹	90a	ぶどう	6	
	果樹	100a	もも	3	
	施設花き	15a	サボテン、鉢花、花 苗など	3	

	施設野菜	20a	水耕葉菜	4	
	露地野菜	100a	野菜	4	
	酪農	40頭	乳牛	1	
経営体 ステップアップ	水稻	55ha (作業受託 20ha)	水稻	2	
	施設花き	45a	苗物	3	
	養鶏	7,000羽	鶏肉、鶏卵	1	

【新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び営農類型】

	年間農業所得	1人当たりの 年間労働時間
営青を新 の年営た の目等も 標のうに 農と農 業業業 経経経 営営営	概ね250万円	概ね2,000時間
	地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。	

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別 経営 体	露地野菜	50a	野菜	5	

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年12月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の効率的かつ総合的な利用を促進するため、認定農業者の育成を図るとともに、認定農業者への農地の利用集積を促進する。また、農作業の受託事業を行う生産組織やオペレーターなどを支援する。

また、認定農業者や生産組織だけではなく、法人による効率的かつ総合的な農用地の利用を促進する。

なお、効率的かつ総合的な利用の誘導は、農地利用集積円滑化団体（尾張中央農業協同組合）や農地中間管理機構（公益財団法人愛知県農業振興基金）と十分な連携を図りながら実施する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

尾張中央農業協同組合、春日井市地域農業再生協議会、J A尾張中央（春日井市・小牧市）地域担い手育成総合支援協議会、春日井市農業委員会、愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）、愛知県尾張農林水産事務所との連携により、農地の利用集積の制度や農作業の受託事業の利用の周知を図る。研修会の開催、優良品種の導入や機械による省力化などを促し、効率的な経営や規模の拡大を促進する。

また、品種構成の改善や地域に合った営農類型の促進により、農用地等の効率的な利用を図る。

農地の立地条件によっては利用集積を図ることが困難な場合もあり、尾張中央農業協同組合と連携しながら市民農園等としての活用を検討するとともに、直売できる機会の創出に努め、農産物を消費者へ直売することを推進することにより、農家の生産意欲を高め、農用地等の利用を促進する。なお、販売においては、消費者へ安全な農作物を提供するため、尾張中央農業協同組合と連携しながら作付け方法等の指導を実施し、露地野菜等の生産の振興を図る。

イノシシ、アライグマ、ヌートリア等による農作物への被害については、鳥獣被害防止対策協議会により、箱わなを用いて捕獲や駆除に努めるとともに、侵入防止柵の設置に対する補助を行うことで、農用地等の効率的な利用を支援する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、都市近郊という立地条件のもと、農地や農家の減少、農業経営の零細化が進展するなかで、水稻を中心に露地野菜、果樹、花きなどが農家の工夫や技術力により生産が行われている。

このようななかで、農業の近代化については、新しい栽培技術や作付けの効率化による低コスト生産、品質の高い農産物の栽培の推進を図る必要がある。

また近年は、食や環境に対する消費者の関心が高くなっており、安全・安心な農産物の供給に資する化学肥料や農薬の使用量の低減、農業が有する環境保全機能の向上などに配慮した「環境保全型農業」を促進するとともに、農家への啓発を図る。

(1) 水稻

- ・適地適作を基本に銘柄産地の育成、適切な栽培管理、良食味品種の導入などによる付加価値向上の促進を図るとともに、作付けの効率化などにより生産コスト低減の促進を図る。
- ・労働時間の削減、作業の分散化などの効果がある不耕起V溝直播栽培の導入を促進する。
- ・施肥改善と基本技術の励行により品質改善を推進する。
- ・生産工程管理、生産履歴の記帳を促進する。

(2) 野菜

- ・ハウスなどの施設の整備や栽培技術の向上などにより、合理化の促進を図るとともに、販売機会の創出に努める。
- ・農薬の飛散防止対策への取組み、肥料成分の流亡が少ない肥効調節型肥料の利用技術や化学合成農薬の使用を低減できる微生物農薬や天敵の利用技術の普及を推進する。
- ・生産工程管理、生産履歴の記帳を促進する。

(3) 果樹

- ・改植等による優良品目・品種への転換等を図るとともに、栽培の各工程の記録、点検、評価による改善を行う生産工程管理（GAP手法）を促進する。
- ・ぶどうについては、平行整枝短梢せん定技術の導入による省力化、品質向上の促進を図る。
- ・作物の施肥基準に沿った適正な施肥の推進や、化学農薬だけに依存せず、多様な駆除方法を適切に組み合わせて実施するIPM（総合的病害虫・雑草管理）技術の普及を推進し、省力化技術の導入、低コスト化の促進を図る。
- ・生産工程管理、生産履歴の記帳を促進する。

(4) 花き等

- ・サボテンについては、サボテンを利用した食品の開発や啓発などにより、ブランド化の推進を図るとともに、実生サボテンは全国有数の生産量を継続できるよう、サボテンの生産の拡大を図る。
- ・消費者ニーズに合わせ、小量多品種生産の要望にも対応できるシステムを構築する。
- ・インターネットを活用し、産地情報や商品情報を消費者へ積極的に提供することを促進する。
- ・鉢用土や施肥法の改善、省エネ等によりコストの低減を促進する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年は、農業生産の基礎的資源である農地の減少とともに、農業従事者の高齢化や担い手不足が進みつつある。農家意向調査において、85%以上の人が60歳以上と回答しており、また、農業後継者に関する質問では「継ぐかわからない」「その気がない」「継がせたい者がいない」「継がせたくない」をあわせると70%となり、高齢化と担い手不足がうかがえる。

このことから、農業を職業として選択することを促すような、やりがいと魅力がある農業をめざし、尾張中央農業協同組合との連携により、新たに就農を希望する人を対象にした「かすがい農業塾」を実施するとともに、農地や就農先の確保等、農業に参入しやすくするための支援を行う。また、新たな就農者には、青年や女性、高齢者など多様な担い手の育成と確保に努める。

一方で、幅広い世代がレクリエーションとして農に親しめるよう「春日井市ふれあい農業公園」を令和元年11月に開設し、収穫体験農園、農業体験農園、イベントなどを通じて、子どもから高齢者まで農に触れてもらう事業を展開する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

経営感覚に優れた意欲と能力のある認定農業者には、効率的かつ安定的な経営が行われるよう、農地の利用集積を支援するとともに、相互の交流や研修会等を通して経営の強化を支援する。

また、法人や農作業の受託事業を行う生産組織、オペレーターなどについても、効率的かつ安定的な経営が行われるよう支援する。

「かすがい農業塾」においては、今後も新たな担い手の育成に努めるとともに、市民農園において活動している者や、夫婦で農業に従事する農家世帯においては女性が、担い手としての能力が発揮されるよう人材の育成に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

昭和30年代半ばからの高度成長時代により人口が大都市へ集中し、本市においても昭和40年代から人口が急増し、住宅都市として発展を続けてきた。これに伴い、農家数は減少を続け、農林業センサスによると平成2年の3,083戸が平成17年には1,873戸、平成22年には1,588戸、平成27年には1,481戸となった。また、平成29年総務省労働力調査によると、産業別就業人口は第3次産業が増加を続けており、第1次産業の就業者は3.4%となっている。

本市では、専業農家は少なく、多くが兼業農家、自給的農家となっており、農家意向調査においても次表のとおり会社員として恒常的に勤務している人が多くなっている。また、恒常的に勤務している人のうち、約60%の人が市外で勤務している。

このことから、農業の継続的な発展と農業の多面的な機能の発揮などを図るため、今後においても農業が維持できるよう、他の産業への就業機会の創出や他の産業への取組みに努める。

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	57	3	60	87	6	93	144	9	153
自営兼業	—	76	7	83	7	1	8	83	8	91
日雇・ 臨時雇	—	24	5	29	13	1	14	37	6	43
その他	—	34	3	37	8	1	9	42	4	46
総 計	—	191	18	209	115	9	124	306	27	333

資料：農家意向調査（平成29年1月実施）

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市の農業以外への就業機会については、名古屋市に隣接していることや、JR中央本線や名鉄小牧線、さらには高速道路や主要国道など交通の利便性が高いことから比較的安定していると考えられる。なお、新たな就業機会の創出においては、農業上の土地利用を阻害しないよう優良企業の誘致や地場産業の振興を図るとともに、農業法人の育成を図る。

また、農産物の生産だけでなく、加工、流通、販売までを含む6次産業化の推進により、農業従事者の安定的な就業の促進と産地の収益力の向上

を促進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

関係各機関との連携により、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震などに備え、災害による被害を極力軽減するため、「春日井市地域防災計画」に基づき、地域、関係機関、行政が一体となった実践的な防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、「春日井市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震診断や耐震補強を促進する。

都市化が進展したことで農地が減少し、雨水浸透機能や保水機能が低下しており、台風などによる豪雨や局地的な大雨により被害が発生していることから、農地の保全に加え、河川の改修工事や排水路の整備、ため池の改修など、総合的な治水対策事業を推進する。

消防・救急業務については、都市化の進展による大規模災害、高齢化による救急需要の増加に対応するため、消防力の強化を図る。

交通安全については、ガードレールやカーブミラー、道路区画線等の交通安全施設の整備を推進するとともに、警察や関係団体との連携により、交通安全意識や交通マナーの普及啓発を推進する。

防犯については、都市化とともに生活様式が多様化し、地域における連帯感が希薄になり、犯罪抑止力が低下しており、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に努める。

(2) 保健性

毎日の豊かさで快適な生活から排出されるごみは、焼却されたり資源化されたりして処理されているが、環境への負荷の低減から一層の循環型社会の形成が求められている。

公共下水道が整備されていない地域においては、家庭排水が農業用排水路に流れ込み、水質の悪化が懸念されるため、水質の維持・向上を図るとともに、浄化槽の適正な管理や合併浄化槽の設置を促進する。

また、耕作放棄地など荒れた土地へのごみの投棄も懸念されており、適切な農地の管理が必要である。

(3) 利便性

生活の広域化や生活様式が多様化に伴い、利便性が高く、生活に密着した自動車は、重要な役割を担っている。旧市街地等の道路が狭い地区では、自動車、歩行者が快適に往来できるよう道路の拡幅や施設の整備を図る。

また、公共交通空白地域における高齢者や自ら交通手段を持たない交通弱者に対して、公共施設等への移動の利便を図るため、かすがいシティバスを運行しているが、超高齢社会の到来を見据え、さらに効率的な地域公共交通ネットワークの形成を図る。

近年はインターネットの普及により、農業に関しても多様な情報が提供されている。農家の紹介から、栽培状況の提供、商品の販売など、幅広く活用されており、情報化における活用方法を検討する。

(4) 快適性

農業用水を提供するため池は、人々の憩いの場や調整池として洪水を未然に防ぐ等様々な機能を有しており、県ではため池保全構想を策定し、地域の資源の保全や利活用を進めている。農地も含め、ため池や河川などを生かし、地域の人々に親しまれる水と緑の景観形成を図る。

児童や高齢者等に広く利用されている公園や施設について、適切な維持管理を行い、長寿命化を図る。

(5) 文化性

地域には、古くから行われている豊作や無病息災を祈願するなどの行事や神楽などの郷土芸能が残っているところや、また、途絶えてしまった行事などを復活させ引き継いでいこうとするところもあり、世代間の交流や人々の連携により、地域の文化が保存・継承されるよう支援を図るとともに、春日井まつりなどで多くの市民が行事や郷土芸能にふれる機会を創出する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他施策の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別添付

- | | | |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 土地利用計画図 | (付図 1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | 該当なし |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (付図 3号) |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | 該当なし |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | 該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | 該当なし |
| 7 | 農用地に含めないことが相当な土地の図面 | (付図 7号) |

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	細野町の区域	付図1号に 示す黄色及 び橙色以外 の土地	
A-2	外之原町の区域		
A-3	木附町及び玉野町字北山の区域		
A-4	玉野町のうち字北山を除く区域		
B-1	廻間町のうち字下巳新田以北の区域		
B-2	廻間町字間瀬口以南と坂下町5丁目の区域		
B-3	庄名町、上野町、東神明町と国道19号線より東の坂下町の区域		
B-4	松本町の区域		
C-1	西尾町と明知町のうち字上ノ田、畦知洞、西尾口の区域		
C-2	C-1以外の明知町と愛知用水、内津川以北の区域		
C-3	神屋町、坂下町のうち愛知用水、内津川、市道134神屋坂下線、市道6073号線、国道19号線で囲まれた区域		
C-4	神屋町、坂下町のうち内津川、市道134神屋坂下線以東の区域		
D-1	北城町、金ヶ口町と出川町字大島の区域		
E-1	小木田町、林島町、熊野町、桜佐町の区域		

詳細は別図のとおり

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の地区・区域番号に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用 途 区 分
A-1	農地：付図1号により黄色で示す区域
A-2	農地：付図1号により黄色で示す区域
A-3	農地：付図1号により黄色で示す区域
A-4	農地：付図1号により黄色で示す区域 農業用施設用地：付図1号により橙色で示す区域
B-1	農地：付図1号により黄色で示す区域
B-2	農地：付図1号により黄色で示す区域
B-3	農地：付図1号により黄色で示す区域 農業用施設用地：付図1号により橙色で示す区域
B-4	農地：付図1号により黄色で示す区域
C-1	農地：付図1号により黄色で示す区域
C-2	農地：付図1号により黄色で示す区域 農業用施設用地：付図1号により橙色で示す区域
C-3	農地：付図1号により黄色で示す区域
C-4	農地：付図1号により黄色で示す区域
D-1	農地：付図1号により黄色で示す区域 農業用施設用地：付図1号により橙色で示す区域
E-1	農地：付図1号により黄色で示す区域

詳細は別図のとおり